

これまでの手形法・小切手法の話をしよう

得津晶

1. はじめに

本稿は、これからの手形法・小切手法の授業をどのように行うべきかを考える素材として、本稿筆者が担当した2021年度後期開講の決済法¹（2単位）を例に、これまでの手形法・小切手法の授業はどのように行われてきたのかを論じるものである。ここでいう「これまで」とは、1990年代半ばまでの約束手形が頻繁に利用され、多くの紛争事例が裁判例として表れてきた時代を指すものではない。そうではなく、約束手形の利用が激減し、さらには手形交換所が廃止され、経済産業省は約束手形の利用を廃止する方針を固めた現在（厳密には2021年後期）においてどのように手形法・小切手法の授業を法学部（あるいは法科大学院）行われているのか、そしてそれはどのような教育目標に基づくものかを論じるものである。

2. 手形法・小切手法を取り巻く外在的事情

(1) 社会経済的事情

手形法の適用対象として為替手形と約束手形、そして小切手法の対象として小切手がある。このうち伝統的な手形法・小切手法の授業ないし教科書では、為替手形が原則で約束手形は為替手形を準用するという手形法の構造に反し、約束手形が中心として取り扱われてきた。これは、鈴木竹雄『手形法・小切手法』法律学全集（有斐閣・1957）が、その出版当時、上記3つの有価証券の中で約束手形が世の中で最も広く使われているという評価に基づいてはじめた構成であり²、その後の教科書類は同書の構成を引き継いだものである。

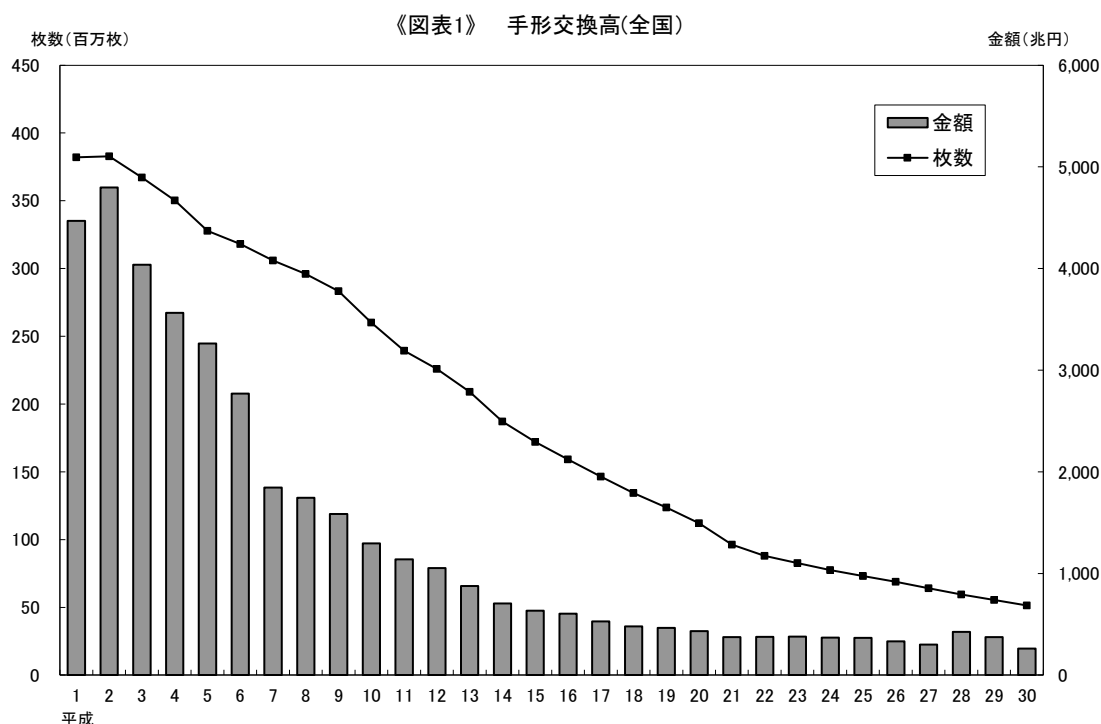
しかし、その約束手形の利用は1990年をピークに激減し、2022年11月にはついに手形交換所も廃止された。そして、経済産業省は2026年をめどに約束手形の利用廃止を目指している³。このように約束手形の経済的意義は著しく低下していることは、大学・法科大学

¹ 同授業の講義資料及び授業動画は以下のリンクにある。https://drive.google.com/drive/folders/1OGw_9VyC9RxJKuvRCJr_CW0aKKTm-7px?usp=sharing; <https://www.youtube.com/playlist?list=PLWqgSkL2tRq4A9hRxyz1v1IAP91VlqC54>.

² 「現在、行われている手形の大部分が約束手形なので、その実際的重要性を考慮した」（鈴木竹雄＝前田庸『手形法・小切手法〔新版〕〔有斐閣・1992〕2頁・初版はしがき）とある。それ以前の教科書（例えば田中耕太郎『手形法小切手法概論』〔有斐閣・1935〕など）は、約束手形・為替手形に共通する事項を手形法総論として叙述し、その後、為替手形、約束手形の順で記述を進めている。

³ 「紙の手形・26年廃止」日本経済新聞2021年2月18日朝刊2面、中小企業庁「約束

院で手形法・小切手法を学ぶ意義がどこにあるのかという疑問を当然に招来させている。



手形交換高の推移（全銀協・決算統計年報 2018 年版⁴より）

なお、約束手形の利用を廃止する代わりに約束手形を電子化した通称「電子手形」の利用が考えられているものの、この「電子手形」とは電子記録債権法に基づく電子記録債権であって⁵、手形法や小切手法が適用されるものではない。電子記録債権法の立法に当たっては、約束手形の考え方が反映されているが⁶、同法の電子記録債権は多様な商品設計が可能であり、手形の代替物ともいえる「電子手形」はその一類型に過ぎない⁷。すでに電子記録債権法が制定された現在においては同法の規定に従って解釈するべきであって、手形法・小切手

手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会報告書」（2021年3月）15頁（available at, https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/shiharaikaizen/2021/210315shiharaikaizen_report.pdf）。

⁴ 「1. 手形交換高」図表1. Available at, <https://www.zenginkyo.or.jp/stats/year1-01/2018/>.

⁵ 中小企業庁・前掲注(3)文献15頁、18頁以下。

⁶ 小野傑ほか編著『電子記録債権の仕組みと実務』（きんざい・2007）、法制審議会電子債権法部会の審議（https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi_denshisaiiken_index.html）参照。

⁷ 小野ほか編著・前掲注(6)文献51頁。

法プロパーとして電子記録債権（の一部）を理解するのは迂遠である⁸。

(2) 法曹養成教育を取り巻く事情

他方で、法曹養成教育の現場では、手形法・小切手法の意義が近時、再注目された。だが、これはいわば「悪目立ち」といえるものである。

2023年現在、手形法・小切手法はいまだに司法試験の出題範囲に入っている。しかしながら、2007年に始まった新司法試験の論文式試験において手形法・小切手法領域が出題されたことはなく、2015年から民事訴訟法・刑事訴訟法と共に商法の短答式試験が廃止されると司法試験としての重要性は減少した。手形法・小切手法は数年前まで司法試験予備試験⁹に出題され、また若干の法科大学院入試で出題されることがあるものの¹⁰、上記(1)の社会的事情からは、今後出題されることは考えにくい。実際、多くの法科大学院でも法律基本科目（専門職大学院設置基準20条の3第1項1号）の基礎科目（同基準20条の3第2項）として手形法・小切手法について学ぶことが予定されているものの¹¹、多くは教員の指示のもと自習に委ねられていることであろう¹²。

だが、このような「眠れる獅子」であったはずの手形法・小切手法が、法曹養成教育の現場において一躍注目を浴びたのは、法科大学院の在学中受験や学部と法科大学院との連携一貫教育などをうたった2023年からの司法試験制度改革の1つとして、2020年4月1日より開始された学部の「法曹コース」（修了生には筆記試験のない特別選抜による法科大学院入学者選抜の機会や法科大学院の1学年履修科目登録上限の緩和〔専門職大学院設置基

⁸ そのほか電子記録債権法の立法によって同法の規律事項とりわけ電子記録債権の譲渡は通常の債権譲渡と並んで民法の債権総論で言及されるようになったことから（中田裕康『債権総論〔第4版〕』〔有斐閣・2020〕701-702頁、潮見佳男『新債権総論II』〔信山社・2017〕489-490頁）、講学上、商法が取り扱うべきか、それとも民法が取り扱うべきかという問題も生じている。この問題は手形法、小切手法の条文と類似した有価証券に関する規定が2017年民法（債権法）改正によって商法から民法（520条の2-520条の20）へと移ったことでさらに明確になった。

⁹ 平成24年度（人的抗弁の切断）及び平成28年度（偽造）。

¹⁰ 京都大学法科大学院令和5年度第2問、令和4年度第2問など（available at, <https://lawschool.law.kyoto-u.ac.jp/nyushi/mondai/>）。

¹¹ 「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）：商法」（いわゆるコア・カリキュラム）第4編も手形法・小切手法が扱われている。

¹² 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について」（平成21年4月17日）10頁によればコア・カリキュラムは、「法科大学院生が修了時までには必ず修得しておくべき能力等を示すもの」であって、「授業において直接取り扱うかどうかにかかわらず」として学生の自習に委ねることを認めている。

準 20 条の 8 第 2 項] などのメリットがある) における必修科目の認定の場面であった。法曹コース修了の必修科目は各法科大学院と法学部との間の法曹養成連携協定によって定めるところ(連携法 6 条 2 項)、かかる連携協定を文部科学大臣が認定(同法 6 条 1 項)するに際し、2021 年末から 2022 年にかけて高等教育局専門教育課専門職大学院室法科大学院係は、法科大学院の既修者コース入学者に手形法・小切手法を対象とする基礎科目の授業を提供しない場合は、手形法・小切手法を法曹コース必修科目とすることを要求した¹³。これによって、多くの法曹コースでは手形法・小切手法を法曹コースの必修科目とすることとなり、これまで、形式上、出題範囲であっても実際に出題されることはないからと、わざわざ 2 単位の手形法・小切手法の授業を履修していなかった多くの法曹志望学生も、法曹コース修了のために手形法・小切手法の授業を履修することを迫られるようになった。

3. 法解釈教育の場としての手形法・小切手法？

(1) 伝統的な「法解釈教育の場」論

このように、外在的事情によって、社会経済的には重要でないにもかかわらず、多くの法曹志望学生が履修を強いられる状況にあるのが現在の「手形法・小切手法」である。このような授業を学生が履修する意味(シラバスでいうところの「到達目標」)をどこに求めるのかは全国の法学教員の頭を悩ませている。

その中でしばしば説かれるのが手形法・小切手法は「法解釈の格好の学習の場」という説明である¹⁴。だが、そのような説明には大いに疑問がある。というのは、そこで説かれる「法解釈」の学習というのがいわゆる交付契約説や二段階創造説のような手形学説の対立であるならば、それが現在における一般的な「法解釈」論の標準に達しているようには思えないからである。すなわち現在における法解釈論は、一方では法概念の演繹的操作を行いながら、他方で、利害調整(利益衡量)とそれが意味する政策判断を明らかにする作業を遂行するという義務論的概念法学と利益法学とを複雑な組み合わせるものである¹⁵。にもかかわらず、

¹³ なお、令和 4 年度に認定された法曹教育連携協定においては手形法・小切手法を必修単位とはせずとも連携協定の認定がなされた模様である (https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houka/1422481_00007.htm)。なお、その間に文部科学省の高等教育局専門教育課専門職大学院室長が西川由香氏(2019 年 7 月 9 日から 2021 年 3 月 31 日まで)から佐々木邦彦氏(2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで)に交代されている。なお、法曹コースの創設までに携わり、各法科大学院と綿密に連絡を取っていた高等教育局専門教育課専門職大学院室長はその前任の大月光康氏であった。

¹⁴ たとえば森本滋編著『手形法小切手法講義〔第 2 版〕』(成文堂・2010) i 頁「第 2 版はしがき」は「手形法学は法解釈学の格好の教育的素材でありつづける」とする。

¹⁵ 平井宜雄の説く法的思考様式と政策型思考様式(平井宜雄『現代不法行為理論の一展

二段階創造説は一定の結論を演繹的に導くことができる法概念の構築に終始しており、かかる帰結が政策的・利益衡量的に正しいことの論証には関心がない。これは交付契約説も同様である。同説は、創造説の説く自己の自己に対する債権（債務）なる概念が一般的な法律行為概念や権利概念に反して一般的な民法の理解にそぐわない¹⁶（「不自然」である¹⁷）といった法律構成の美しさへの批判や自説が一般的な民法法理と整合的であることを主張するのみであって同じく帰結の正しさ（妥当性）の論証には関心がない。そして、一方で民法学説において債権者を特定しない契約である「懸賞広告」（民 529）契約に創造説と共通する法構造が見いだされ¹⁸、「不自然」という批判は自らの民法学説の理解の浅さを露呈することとなり、他方で、なぜ契約に書面の交付が必要であるのかについての説明¹⁹は不足している。

交付契約説も二段階創造説もその帰結は同一である²⁰。にもかかわらず、その帰結が妥当であることの利害調整的な説明を欠いている点に大きな問題がある²¹。手形法・小切手法を学ぶ意義について、近時、「決済システム全体に関する法制度の検討への不可欠な道程」「新しい学問分野としての支払決済法への展望を切り開くもの²²」とするものがあるが、支払決済手段の中でなぜ手形・小切手は現在のような利害調整が採られているのかの説明がなけ

望』〔一粒社・1980〕170頁以下、平井宜雄『法政策学〔第2版〕』〔有斐閣・1995〕18頁）との組み合わせと評することができる。

¹⁶ 大塚龍児ほか『商法III〔第5版〕』（有斐閣・2018）44頁、川村正幸『コア・テキスト手形・小切手法』（新世社・2018）35頁、田中誠二『手形・小切手法詳論・上』（勁草書房・1968）82頁。

¹⁷ 弥永真生『リーガルマインド手形法・小切手法〔第3版〕』（有斐閣・2018）58頁注4、田辺宏康『手形小切手法講義〔第3版〕』（成文堂・2019）29頁。

¹⁸ 大村敦志『基本民法II』（有斐閣・2003）319頁。

¹⁹ 近時、契約の成立における書面の必要性の意義を論じるものとして西内康人「契約の成立と『書面』」法学教室456号（2018）18-21頁、石川博康「各種契約の方式要件の変容と消費者法における書面の意義」NBL1199号（2021）51-59頁参照。

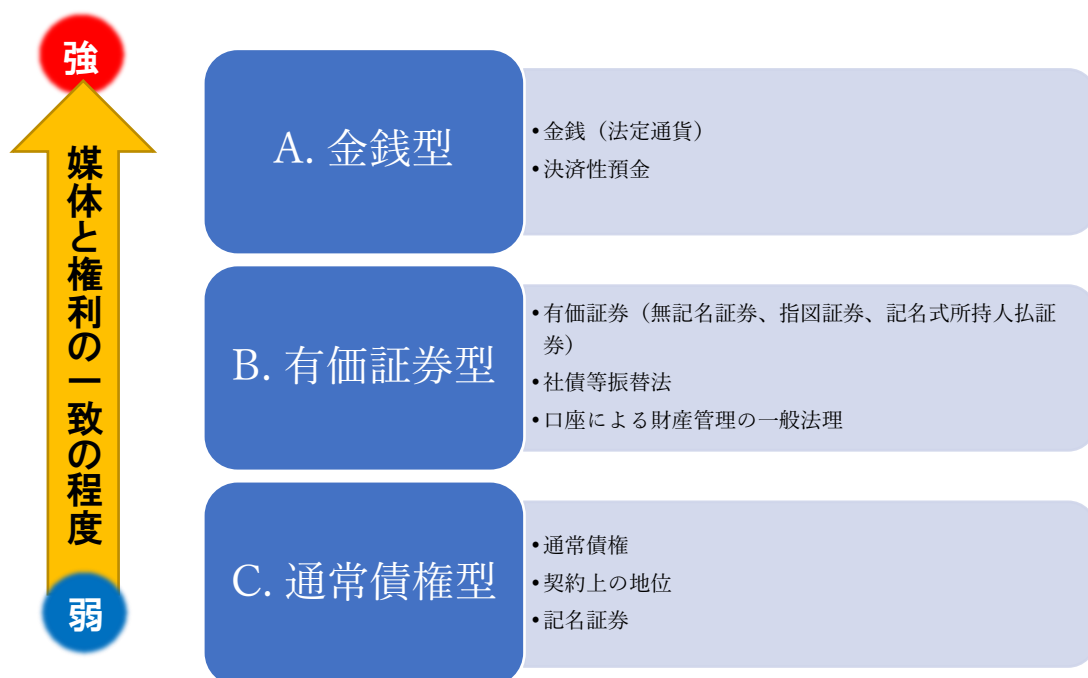
²⁰ いわゆる交付欠缺（交付前の手形が盗取された事案）においては二段階創造説においては署名によって手形債務の成立が認められるのに対し、交付契約説では交付がない以上手形債務は成立しないのが原則であるが権利外観理論（表見法理）によってやはり手形債務の成立を認める（森本編・前掲注(14)文献62頁、大塚ほか・前掲注(16)文献44-45頁、川村・前掲注(16)文献36-38頁）。

²¹ さらにいえば判例（最判昭和46・11・16民集25巻8号1173頁）は「流通におく意思で署名」したことで手形の成立を認めており、交付が不要である点及び「流通におく意思」を要する点で交付契約説とも従来の創造説とも異なる立場をとっている。

²² 落合誠一＝神田秀樹「手形小切手判例百選〔第6版〕の刊行にあたって」落合誠一＝神田秀樹編『手形小切手判例百選〔第6版〕』（有斐閣・2004）3頁。

れば、そのような目標を達することはできないであろう。

本稿筆者は約束手形の利害調整の在り方について、いかに紙（有価証券）という媒体を用いた取引安全を真の権利者との関係で保護するのかという観点から、一方では純粋な支払手段である金銭と、他方では通常の債権譲渡との間に位置するものと整理した。すなわち媒体を用いた取引安全の保護を、媒体と権利の結びつきの保証の程度とし、「所有と占有の一致」となる金銭（ほかにも決済性預金など）と、媒体はいわば証拠に過ぎず原則として真の権利者を保護する通常債権との間に位置するものとして手形・小切手などの有価証券（指図証券）を位置づける²³。これはどの程度、支払手段として取引安全を保護するかの政策判断がいかになされるのかの問題となる。このような分析こそが、「新しい学問分野としての支払決済法への展望を切り開くもの」としての手形法・小切手法だと考えている。



このような本稿筆者の立場からは、手形法・小切手法の私法上の特質の理解は、金銭や債権譲渡との比較によってはじめて可能となる。そのため、債権総論や物権総論の履修を手形法・小切手法の授業の登録要件として求めることになる。

(2) 現在における「法解釈教育の場」

しかしながら、多様な支払手段の私法上の利害調整を論じるとなると、その中で「現在、

²³ 得津晶「信託を用いたセキュリティ・トークンの権利の帰属と記録の一致」久保野恵美子編著『信託の理論と活用』トラスト未来フォーラム研究叢書 93 号（2023）48－52 頁、得津晶「金融法の体系の中の『資金決済法』」金融法務事情 2216 号（2023）42－43 頁。

あまり使われない手形・小切手」「廃止される予定の約束手形」について本来割くべき時間はどれほどであろうか。社債等振替法上の振替口座で管理される有価証券や暗号資産（ペイメント型のみならずセキュリティトークンやユーティリティトークンなどもある²⁴）、銀行口座などと比較すれば、講義に割く時間はゼロということもありうる。しかしながら、前述の2(2)からは、司法試験の出題範囲であり、専門職大学院設置基準・連携法上の法律基本科目として法曹志望の学生の受講する授業で解説することが外在的に求められているのは手形及び小切手のみである。となると、法曹志望学生に手形・小切手に関する利害調整の説明に何らかの教育効果を付与しなくてはならない。

そこで、本稿筆者は、従来の「法解釈教育の場としての手形法・小切手法」の構想に着想を得て、法曹志望の学生が受講を強制される授業であるからこそ、現在の法曹養成教育において必要とされている法解釈の方法論ないし法的な思考様式を身に着けることを目的とした授業を設計することにした。ここでいう現在における法解釈の方法論ないし法的な思考様式というのは、かつての交付契約説と二段階創造説の対立のような法律構成の是非を云々することでは決してない。法曹志望、すなわち実務家を念頭に置いた教育であることを考えると、現在、必要となる法律家としてのスキルは、理念的には司法試験や法科大学院のソクラティックメソッド教育で要求されている能力と重なるはずである。それは、すなわち、現実の事案から法的な争点を発見し、その争点を（さしあたりでよいので）説得力のある形で解決を示すという法律家のディスコース（論法）を身に着けることである。これを本稿筆者は「規範→あてはめ」型論法としての「法的三段論法」として説明したことがある²⁵。

手形法・小切手法の中でもとりわけ約束手形が上記の意味での法解釈教育の教材として優れている理由は、少なくとも過去においては多くの法的紛争が生じ、多数の判例・裁判例が存在することである。そこで、このような現実の事案を素材に、法的争点を発見し、その争点を「規範→あてはめ」型の論法で解決していく論述能力を醸成するための機会として手形法・小切手法の授業を運用することとした。

手形法・小切手法の中でも事件・裁判例の数が多かったのは前述の通り約束手形である。そこで判例百選などの判例教材の裁判例・判例を素材に、事案から争点を抽出し、裁判例・判例の判旨（決定要旨）から規範（場合によっては規範の理由付けも）とあてはめを抽出して整理する作業を行う²⁶。また、そのような裁判例・判例を素材とした事例問題を解くことで、論点発見と「規範→あてはめ」型の論証能力の醸成を図ることができる。具体的な方法

²⁴ セキュリティトークンおよびユーティリティトークンに関する利害調整については得津晶「権利付きトークンの私法上の地位—論点整理のために」（上）NBL1182号14-22頁、（中）1183号23-31頁、（下）1184号40-46頁（2020）参照。

²⁵ 得津晶「法科大学院の教室における2つの法的三段論法」東北ローレビュー11号（2023）5-9頁。

²⁶ 具体的には得津・前掲注(25)文献23-29頁。

は、次節で紹介する。

4. 実際の授業の設計とフィードバック

上記のような論点の発見（問題提起）をし、「規範→あてはめ」で法的紛争の解決を論じるという能力は司法試験の論文式試験をはじめ、多くの学部・法科大学院の定期試験における事例問題でも問われているものである。にもかかわらず、多くの法学部では、かかる能力は学期末の定期試験まで問われることはなく、学生の多くはかかる能力を学期中に醸成する機会がない。とりわけソクラティックメソッドによって教室での質疑応答のある法科大学院ならまだしも、法学部の大人数講義科目においては、授業では教師はひたすら「規範」にまつわる理論的な説明に終始し²⁷、定期試験ではじめて事例問題に接するという学生も多い。これは、いわば「授業では自動車なぜ動くのかのメカニズムの説明しか受けていないのに、試験ではいきなり『車を運転しろ』と言われるに等しい²⁸」。

このため、学生の中には自学自習で（あるいは司法試験予備校での教育によって）かかる能力の醸成に成功し、難なく定期試験ひいては法科大学院入試や司法試験予備試験・司法試験に成功する者もいれば、他方で、勉強法のわからぬまま最初の法学部専門科目の定期試験に失敗し、それ以降、一生懸命授業には出るのに試験では高い評価に結び付かず、当初描いていた法曹への希望をも断念する学生もいる。

この状況の解決策の1つとして、3(2)で前述したように、判例教材（『手形小切手判例百選〔第7版〕』を指定）の判例・裁判例について事案から争点を発見し、当該判例・裁判例の判旨（決定要旨）を「規範→あてはめ」型に整理しなおし、それを示すということを授業で行った。だが、それでは講師が「規範→あてはめ」型の論証をやってみせているというだけで受講生が実際に「規範→あてはめ」型論述ができるようになったことにはならない。やはり受講生に実際に事案から争点を発見し、「規範→あてはめ」型で論じるという作業を自ら実践する機会を設ける必要がある。

そこで、学期末の定期試験よりも前の段階で、学生に実際に事例問題を解かせたうえで、それにフィードバックを与えることが最も有用な方法となる。しかし、実際に大人数の受講生のいる民法等の講義ではこのような教育は不可能である。このことが司法試験予備校に答案練習という形で商機を与える原因であったし²⁹、他方で、大学においては少人数の演習

²⁷ 得津・前掲注(25)文献6頁。

²⁸ かつてtwitterでそのような説明がされているのを見た記憶があるが、2023年12月20日現在、検索をかけたが当該tweetは発見できなかった。

²⁹ なお本稿筆者は、司法試験予備校について、少なくとも、大学では不足しがちな「答案練習」のような双方向的な教育機会を提供する教育機関としては存在意義を評価している。もちろん採点者の質の担保や受講料の適正さの問題があるのかもしれないが、それは

型授業の一部においてこのような事例問題演習（答案練習）教育が行われている。

本稿筆者は、手形法・小切手法の授業をそのような論述能力を醸成する機会とすることで現在における「法解釈教育の場」とすることを計画した。前述のように手形・小切手は支払手段の中でも社会において有用性を失いつつあることから、手形・小切手に関する法ルールを内発的動機付けから学びたいという学生は存在しない。他方で、前記 2(2)の外発的動機付けによって法曹希望の学生が受講することを強制されている。このことから、手形法・小切手法の授業は、事実上、法曹志望の学生のみが受講する科目となっている。

法曹志望の学生数・割合は大学によって異なるであろうし、そもそも法学部全体の学生数も大学によって異なるため一概に論じることはできないが、東京大学や京都大学、一橋大学といったトップ校を除いて、多くの国立大学では法曹コースの学生数は 1 学年 20 名程度、その他の法曹志望者を含めても 30 名程度ではなかろうか。東北大学は法曹コースを他大学よりも拡大的に運用していることから³⁰1 学年 30 名程度であり、また手形法・小切手法（「決済法」という）の授業は法曹コース必修科目であるのに隔年開講であることから 2 年分の学生が履修することから、他大学よりは多いものの、それでも受講生は 60～70 名程度である。

この程度の人数であれば、ある程度のフィードバックや双方向教育の機会の提供が可能となる。そこで、学期末よりも前の段階で、事例問題を解かせ、それを採点し、改善点を指摘して返却することで法曹志望の学部生に定期試験の事例問題で争点を発見し、「規範→あてはめ」型で論じる能力を身に付けさせることを図った。

事例問題といっても、期末の定期試験やまして司法試験予備試験・司法試験のような長文の事例問題をいきなり解かせても、解けないという経験を早い段階ですらだけで教育効果は期待できないと考えた。そこで、法的争点が 1 つであるような短文の事例問題を作成した。出題範囲は事前に告知し、ある程度狭い範囲として、その範囲のコア・カリキュラム（共

大学・法科大学院側がきちんと学生に法的論述能力を身につけさせるような双方向的な教育機会の提供を十分に行うことによって解決すべき問題であって、そのような努力をせずに、司法試験予備校批判・答案練習批判をすることは何ら意味がないばかりかむしろ有害であると考えている。

³⁰ 法曹コースの人数制限は法曹コースが学部 3 年次での法科大学院進学による早期卒業を想定し、それにふさわしい数の学生のみを対象にするべきであることから厳格に設定することが文部科学省によって求められた。だが、東北大学法学部では、法律専門科目の成績評価が非常に厳格に行われていることから、従来の修了生の成績を見る限り、そもそも早期卒業に必要な成績要件（いわゆる GPA 要件）を満たす学生は（法曹コース導入を機に成績要件を機に引き下げたものの）全法学部生を対象にしても多くて 2, 3 名程度（従前の修了生の学生に機械的に当てはめると 3, 4 年に 1 名程度であった）にとどまることから、少しでも間口を広げるために法曹コースの定員を設けなかった。

通的な到達目標モデル)の項目を事前に指定し、コア・カリキュラムの項目の中から出題をする。学生にとって復習可能な合理的な範囲(授業1回分または2回分の範囲)であることから、学生は「どうしようもない」と挫折することなく復習のインセンティブを確保することを図っている。また、短い事例問題で争点も1つであり、出題範囲も限られていることから、きちんと復習した学生はきちんと内容をカバーしているので、定期試験においてみられるような解けているのか解けていないのかわからないような下位層に成績分布の確保のためだけに部分点を配点するような作業をすることなく、間違えている答案(正解でない答案)はバツサリと零点をつけることができる。

その上で、争点がわかって、「規範→あてはめ」型で論じられていない答案は簡単に見分けがつくため、そのことを指摘して、改善案を示す(もっとも簡単な方法は解答例・模範解答を配布することである)学生にフィードバックを提供することができる。受講生が60名程度であっても個別にフィードバックをするのは大変なのではないかと懸念するかもしれないが、実際に、範囲を指定した短い事例問題であれば、フィードバックをするに値するような答案(部分点を付けるに値するような答案と言い換えることができる)にそれほどの数のバリエーションはない。例えば、10点満点で5点とつけたうえで、規範とあてはめがごっちゃになっており、規範が明示されていないため理解しているか否かが確認できない点に欠点があるとすれば、そのような答案はすべて点数の脇に「B」とでも付して、それぞれの記号ごとに改善点を記したファイルを作成し、あとで配布(最近はプリントアウトしなくてもGoogle ClassroomのようなLMSにアップロードするだけでもよいかもしれない)すればよい。争点が1つの事例問題に、全く勉強不足で争点すら発見できない答案、規範が1ミリもあっていないような答案のように改善点が全くない(ないしなにも指摘されなくても本人にもわかる)答案を除いた、勉強しているのに満点を付けられないような誤答は2パターンか3パターンであって、稀にある珍しい誤答のみ個別に指導(それも答案に指示するだけでよからう)をすればよいだけである。

本稿筆者は、このような短い事例問題を中止とする小テストを15回の授業中10回実施することを計画した。だが、2021年はコロナ禍であり、体調不良を理由とする欠席者への対応としてそれぞれ補講的な追試験を実施することが求められるようになったことから、当初予定していた10回から5回に半減し、残りの5回は前回の小テストを受験できなかった学生の追試験とすることにした。コロナ感染等で2週以上連続して欠席する学生が出た場合には、(当時の東北大学法学部のルールでは義務付けられてはいなかったものの)授業時間外に個別に3回目の小テスト(追々試験)を実施することとした。この追々試験は受験申請が2回ほどあったが実際に用意した会場に追々試験を受験しに来た学生は0名であった。

短い事例問題が中心ではあるが最初の1回(追試験も合わせて2回)はそもそも事例問題を作れるほどに授業が進んでいなかったので1行問題とし、また学生にも初回は1行問題である旨を指示した。2回目以降は短い事例問題となる(以下の問題例を参照のこと)。採

点作業の負担をコントロールするため解答の行数にも制限を設けた。

第1回小テスト

手形行為とは何か。手形行為には具体的にどのような種類があるか。簡潔に（3行程度）説明しなさい。

第2回小テスト

YはAとの売買契約に基づく代金債務150万円の支払いのために手形金額を「150万円」のつもりで約束手形をAに振り出した。だが当該手形金額には「15,000,000円」（1500万円）と誤記されてしまった。このことに気づいたAは、Xに1500万円の約束手形として手形割引をおこない裏書譲渡した。手形の所持人XがYに手形金1500万円を請求した。この場合にYは手形金の支払を拒むことができるか、簡単に（3～6行程度）説明しなさい。

第5回小テスト

Y社はX社から鉄鋼を購入する売買契約を締結し、その代金支払いのために手形金額500万円の約束手形を振り出した。X社従業員のAは実家の経営する料亭Bが経営不振で資金を必要としていたことから、X社の金庫から本件手形を盗取して、裏書人をX社の社員・代表者印を利用してX社代表取締役名義での裏書を作成し、被裏書人を料亭B代表Aとした。その後、Aは満期に取引先銀行を通じて支払呈示を行い手形金請求をした。Y社は鉄鋼業者であるX社が料亭に手形割引をするような事情は考えにくくAからの手形金請求を不審に思いながらも、X社に連絡したところあいにくX社の担当者で連絡がつかなかったため、手形金を支払った。

その後、X社は手形を紛失したとして、Y社に対して鉄鋼の売買代金500万円を求めて訴えを提起した。かかる売買代金請求は認められるか、簡単に（5～10行程度）説明しなさい。

なお、本件約束手形は支払のために振り出されたものであるため、手形金の弁済が有効であれば手形債務のみならず原因債権である売買代金債権も消滅し、手形金の弁済が無効であれば売買代金債権は存続するということを前提にしなさい。

事例問題といっても短く、また範囲（及びコア・カリキュラムの項目）も指定してあって学生も当然に準備していることから、試験時間を長く設ける必要はない。最も長くて15分程度であり、答案の回収・解答例の配布や前回の答案の返却を込みでも30分程度で終わらせ、90分の授業時間中、60分前後は講義にあてることにした。通常の小テストは授業開始直後に実施し、追試の回は授業時間開始時に講義を開始し、残り時間20～30分の所で広義を終了し、小テスト受験者のみ教室に残して追試を実施した。なお、手形法・小切手法の講

義において、手形学説の細かな差異についての批判の応酬に教育的価値を見出していない本稿筆者は、かかる部分の解説は行わず、あくまで判例の立場を前述の争点の発見と「規範→あてはめ」型で抽出した上で、かかる政策判断を金銭や債権譲渡との対比で示すということに集中しているため、90分×15回のフルタイムを講義（説明）にあてると授業時間が大いに余るということを過去にすでに経験しており、60分×15回（正確には90分×5回＋60分×10回）でも十分であるという自信があった。

なお、期末の定期試験は実施せず、5回の小テストのみで成績を評価した。コロナ対策がなければ10回の小テストで成績をつける予定であった。これは、期末試験には民法や刑法、両訴訟法など法曹志望者にとって手形法・小切手法よりも重要でじっくり時間をかけて勉強すべき科目が他にたくさんあるからである。このような時期に手形法・小切手法の期末試験を実施しても、学生は十分な学習時間を手形法・小切手法に割くことはできないはずであり、他の重要科目の学習という観点だけでなく、手形法・小切手法に限ったミクロの学習効果の観点からも期末試験以外の時期の小テストを成績評価の対象としたほうが学習効果を期待できると考えたからである³¹。

手形法・小切手法について長文の事例問題を解く機会はないが、そもそもフィードバックのない定期試験（ただし一部教員は希望する受講生には定期試験の採点済答案の複写の返却や助言等を行っている模様である）による教育効果は一部の上位層に限られており、また司法試験の論文式試験での出題は予想されないことから、長文の事例問題を手形法・小切手法でも行わなくてはならない理由はないと考えている。長文の事例問題は民法や会社法など他の科目や一部の演習科目でトレーニングしてもらえばよいと考えた。

このような方針で2021年度後期の決済法の授業を行った。本稿筆者としては、コロナ対策とはいえ、各学生10回受験できるはずだった小テストが5回となったことによる教育効果の低下を懸念していた。だが、同授業を履修し、3年次に東北大学法科大学院既修コースに進学した学生から、その後、2023年司法試験に在学中受験して合格した旨の連絡を受けた際に、当該決済法の小テストでのフィードバックが有用であった旨の謝辞を受けた³²。社

³¹ かかる教育方針は千代田区立麴町中学の定期試験廃止と単元テストの導入によって学習習慣の定着を図る試み（「定期テスト、やめました かわりに週3回の『積み重ねテスト』…生徒は賛否 都内の公立中で動き」朝日新聞2019年7月1日21面）に着想を得た。ただし、同中学校はかかる改革を主導した工藤勇一校長退任後、定期試験制度を復活させる方向で検討しているとのことである（『『改革モデル』麴町中の岐路 支援か指導か、広がる波紋 『生徒主体』見直し着手 対話のプロセス重要に』日本経済新聞2023年10月24日朝刊31面、「『改革』麴町中、見直しを検討 定期試験や固定した学級担任制、復活？」朝日新聞2023年8月3日21面）。

³² 連絡先が分からなかったためか twitter で報告を受けた (<https://twitter.com/amenokoji2000/status/1722606580871606564>; ただし、同 tweet は現在非公開となっている)。

交辞令の側面もあるであろうが、少なくとも当該学生にとっては、他の教育サービスよりも社交辞令の対象とするに足りる程度には教育効果があった模様である。

5. なぜ小塚＝森田を使わなかったのか？

上記のような授業を行うにあたり、判例集は、ある程度の数の手形法・小切手法の判例・裁判例が必要であることから神作裕之＝藤田友敬編『商法判例集〔第9版〕』（有斐閣・2023）ではなく、神田秀樹＝神作裕之編『手形小切手判例百選〔第7版〕』（有斐閣・2014）を用いた³³。教科書は、理解させるための教材として全国銀行協会の『動物たちと学ぶ 手形・小切手のはなし³⁴』に、小テストの出題範囲でもあるコア・カリキュラムの解答作成の利便性を考えて早川徹『基本講義手形・小切手法〔第2版〕』（新世社・2018）を指定した³⁵。

東北大学法学部で「決済法」と銘打った授業を行うのであれば、同学部の著名な商法教授である森田果教授と小塚荘一郎教授との共著による名著『支払決済法』をなぜ教科書に指定しないのか疑問に持たれた方も多いのではなかろうか。中には本稿筆者と森田教授との仲を心配なさる方もいるのではなかろうか。安心していただきたいのは（少なくとも本稿筆者の側としては）森田教授とは今でも良好な関係を築いている。

それではなぜ同書を教科書に指定しないのかと言えば、1つは支払決済法という観点から手形・小切手に着目した場合に、その比較のベンチマークとして「金銭」をめぐる利害調整について全く記述がないからである。しかしながら、これは従来の手形法・小切手法教科書にも共通する欠点であり、『支払決済法』のほうが他の支払手段も論じているのだからむしろ望ましいと考えることもできる。

よって、もう1つの欠点の本稿筆者は致命的だと考えていることになる。それが、約束手形よりも先に小切手を説明しており、その小切手に関する利害調整について約束手形の判

³³ 神作裕之＝藤田友敬編『商法判例集〔第9版〕』（有斐閣・2023）における手形法・小切手法の収録裁判例数は36件であるのに対して、神田秀樹＝神作裕之編『手形小切手判例百選〔第7版〕』（有斐閣・2014）は100件の裁判例を収録している。

³⁴ Available at, <https://www.zenginkyo.or.jp/education/free-publication/pamph/pamph-04b/>.

³⁵ 教科書については過去さまざまなものを試した。例えば弥永・前掲注(17)文献は手形・小切手の仕組みを理解するという観点からは簡潔でわかりやすいものの、簡潔に過ぎて、コア・カリキュラムの項目に対する解答作成には不十分であり、別の文献に当たる必要があったため選択しなかった。そして同書が担っていた手形・小切手の仕組みをわかりやすく説明するという面は無料教材である全国銀行協会『動物たちと学ぶ 手形・小切手のはなし』に委ねることとした。

例をそのままあてはまるものとして説明している点である³⁶。支払手段として決済完了性（ファイナリティ性）の高いものから紹介していくという同書のポリシーからすれば、支払約束に過ぎず信用供与という機能の付されている約束手形よりも、より純粋な支払手段に特化した小切手が先に解説されるというのは当然であり、この点は納得できる。だが、だからこそ、より金銭に近い立場にある小切手の利害調整において、信用供与手段として通常の債権に近い性質の見られる約束手形の利害調整を定めた判例・裁判例が妥当するとは、当然には断定できないはずの事柄である。

本稿筆者も、最終的には前述の媒体と権利の結びつき（媒体を用いた取引安全保護）の程度の3類型において小切手と約束手形とは同じ類型に属するとして良いと考えている。だが、授業で用いるにあたり、約束手形について全く説明していない段階で、小切手についての利害調整で、約束手形の判例・裁判例の事案を紹介し、この利害調整が小切手にも妥当することを説明するのは非常に迂遠かつ煩雑であり、学生にとってもわかりやすいものではなかった。

それならば、決済完了性を基準とした理論的な体系にこだわるのではなく、現実の事案はどの場面で起きたのかという実際の過去の紛争の数を基準にして約束手形を先に説明するほうが却ってわかりやすいのではないかと考えた。しかしそうなると、小塚＝森田『支払決済法』は判例・裁判例が約束手形について判示した様々な事柄を一部は小切手、一部は約束手形の箇所に分割して解説しており、第6章の約束手形を第4章小切手よりも先に学習すればよいというわけにもいかない。この点の不都合を教員の指示では克服できなかったため、同書の教科書指定を断念した。

³⁶ 小塚莊一郎＝森田果『支払決済法〔第3版〕』（商事法務・2018）71－87頁。